

# 自然災害の 被害にあったら

## 火災保険・地震保険で備える

清水 香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー、社会福祉士  
家計の危機管理の観点から社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスを行う。財務省「地震保険制度等研究会」委員。日本災害復興学会会員。

### 公的支援に限界あり。 保険による自助が必要

内閣府の資料によると、東日本大震災で全壊被害にあった住宅の新築費用は、平均して約2500万円となっています。新たな住まいで生活を始めるには、失った電化製品や家具、各種生活用品の調達も必要になったでしょう。被災後の生活再建にはまとまったお金が必要です。

最近では、住宅取得に当たり長期で多額の住宅ローンを組むことが多いですが、被災して住まいを失っても、住宅ローンは無くなりません。しかし新たな生活には、どんなかたちであれ住まいが必要です。住居費負担が二重となれば、生活再建は厳しいものになってしまいます。

第1回・第2回でみてきたように、被災時はさまざまな公的支援を受けられます。しかし、受けた損害が支援を受けられる要件を満たさなければ給付はありません。要件を満たさず場合でも給付は限定的で、それだけで住宅再建、および生活再建に必要な費用を賄うのは難しく、ましてや手元のお金で賄うことも困難でしょう。

こうしたとき、必要な費用を確保できる有力

な手段となるのが、火災保険や地震保険です。住宅の購入時、あるいは賃貸契約の締結時に加入するのが一般的ですが、他のさまざまな手続きの1つとして契約するため、関心が薄くなりがちです。しかしこれらの保険は、生活の基盤を失うような非常事態で役立つ「非常用グッズ」でもあります。補償内容は被災後の生活再建に大いに影響するので、わが家にとって適切な内容か、契約内容を確認してみましょう(図1)。

### ● 火災保険の概要

#### 「火災保険」とは？

火災保険は、住宅と家財を対象に、被った一定の損害に対して保険金が支払われる保険です。火災や落雷に加えて、風水害などの自然災害による損害補償も付加できます。地震・噴火・津波による損害は対象外ですが、地震保険をセットすれば補償を受けられます。

持ち家世帯は、住宅と家財のそれぞれに、賃貸世帯は家財に対して保険に加入できます。また分譲マンションでは、戸室内(専有部分)は所有者が、戸室外の共用部分はマンション管理組合が一括で加入します。免責金額を設定することで保険料を抑えることもできます(図2)。

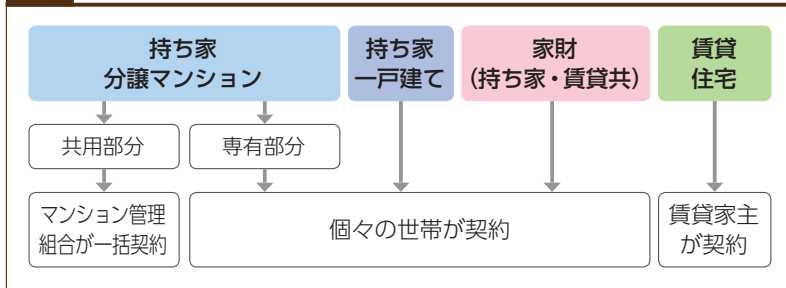
図1 罹災証明書の区分と、住宅に係る公的支援・火災保険・地震保険

罹災証明書の区分 (損害割合)	「全壊」 (50%以上)	「大規模半壊」 (40%以上 50%未満)	「半壊」 (20%以上 40%未満)	「準半壊」 (10%以上 20%未満)	「準半壊に至らない (一部損壊)」 (10%未満)
住宅の応急修理(災害救助法)	×	○	△ (所得制限あり)	△ (所得制限あり)	×
被災者生活再建支援制度	○	○	×	×	×
火災保険・地震保険					○

内閣府「災害に係る住家の被害認定について」より筆者作成

※火災保険・地震保険の損害認定は罹災証明書の損害区分と同じではないが、いずれの水準の損害でも補償対象になる。

図2 物件別の火災保険・地震保険の契約方法



## 家財に含まれるもの 含まれないもの

家財とは、住宅に収容している生活用品を指し、自転車や総排気量が125cc以下の原動機付き自転車も含まれます。家財の保険金額は、自宅の家具や電

化製品、生活用品などをざっと集計して決めても、保険会社が提供する世帯別目安を参考にしてもよいでしょう。貴金属や書画・骨董品などの高級品の補償は契約条件がさまざまですので損保会社に確認しましょう。

なお、自動車は家財に含まれません。風水害で損害を受けたときは、車両保険で補償を受けられる場合があります(地震損害は別途特約が必要)。その他家財に含まれないものは、パンフレットなどで確認しましょう。

### ● 自然災害の補償の概要と注意点

次に、火災保険において特に留意すべき風水害の補償、および地震の補償について、その概要と注意点を詳しくみていきます。

#### 「風災・ひょう災・雪災」「水災」

近年は、超大型台風の到来による被害が各地で相次ぎ、風水害補償の重要性が増しています。ただ風水害といっても、原因により火災保険で適用される補償が変わります。

「風災」は、暴風・竜巻など風が原因で生じた損害をカバーする補償、「ひょう災」は降ひょう、雪崩や大雪による損害は「雪災」です。契約により、損害額が20万円など一定額以上のときのみ保険金が支払われる場合がありますので、事前に確認しましょう。

「水災」は、台風や暴風雨による洪水や土砂崩れなど一定の水害に起因する損害を補償します。河川の氾濫や堤防決壊による洪水、都市部で起こる内水氾濫のほか、豪雨が原因の崖崩れや地滑り・土石流・山崩れも補償対象です(図3)。

## 補償選びは「ハザードマップ」確認が第一歩

損害保険会社によりさまざまな保険商品が提供されている火災保険ですが、どのような補償を受けられるかは契約次第。重要なのは火災保険の基本対象(火災、落雷、破裂・爆発)に、わが家のリスク状況に応じた適切な補償を付加できているかです。居住地に浸水リスクがあれば水災補償が欠かせませんし、津波の危険があれば地震保険は必須でしょう。

そこで「ハザードマップ」などを用い、居住地域の災害リスクを知ることが、適切な補償選びの第一歩となります。ハザードマップは、一定の災害が起きた時の被害状況を予測した地図で、市区町村が作成しています。国土交通省や自治体のホームページで見られるほか、役所の窓口でも配布されているので確認しましょう\*。

分譲マンションが災害で損害を受けるケースでは、共用部分の損害は管理組合が加入する火災保険や地震保険で対応することになるため、住民は各戸だけでなく、管理組合が適切な保険に加入しているかも確認する必要があります。

火災保険金額については、現在の建築費などをもとに算出した住宅等の再築および再取得に必要な金額(再調達価額)で設定すれば、古い住宅でも住宅再建に必要な保険金を受け取れるので安心です。契約時や更新時に再調達価額の算出を損保会社に依頼し、保険金額を設定しましょう。契約の途中で見直すことも可能です。

\* ウェブ版「国民生活」2020年6月号 消費者問題アラカルト「洪水・土砂災害ハザードマップの意義と注意点」参照

図3 「火災保険」の水災補償と、よくある認定基準

<p><b>【水災とは】</b> 台風・暴風雨・豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(がけ崩れ・地すべり・土石流・山崩れ)・落石などにより生じた損害のこと</p>
<p><b>【認定基準】</b> 次のいずれかに該当すると、保険金額を上限に修理費相当の保険金が支払われる ①床上浸水または地盤面より45cm超の浸水で保険対象に損害が生じた場合 ②保険対象に保険価額(契約により、再調達価額または時価)の30%以上の損害</p>

地震保険金を早く支払うための「損害認定4区分」

図4 ～倒壊・火災の場合(2017年1月以降の契約)

区分	【建物】いずれかで認定 ①主要構造部の損害額 ②焼失・流失した部分の床面積	【家財】 損害額の総額	支払われる 保険金
全損	①50%以上 ②延べ床面積の70%以上	80%以上	契約金額の100%
大半損	①40～50%未満 ②延べ床面積の50～70%未満	60～80%未満	契約金額の60%
小半損	①20～40%未満 ②延べ床面積の20～50%未満	30～60%未満	契約金額の30%
一部損	①3～20%未満の損害 ②床上または地盤面から45cm超の浸水	10～30%未満	契約金額の5%

\*国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なる  
2016年末までの契約は「3区分」

注意が必要なのは、水災補償を契約している場合でも、契約内容や受けた損害の違いで実際に受け取れる保険金の額が変わることです。多くの場合、床上浸水では損害の程度を問わず補償を受けられますが、土砂災害等では要件を満たす必要があります。自分の契約している火災保険の水災補償の内容を確認しましょう。

## 「地震保険」のしくみと補償内容

巨大地震が発生すれば、予測を超えた巨額の保険金の支払いが発生する可能性があります。そのため地震保険は「地震保険法」に基づき損保会社だけでなく政府も保険金の支払い責任を負う、官民一体の非営利の保険制度として運営されています。被災者の生活再建を支えるのが目的で、所在地や建物構造などが同じならどの損保会社で加入しても補償額、保険料は同じです。

通常の保険とは異なり、巨大地震が起きても保険金の支払いに支障が出ないよう、保険金額は火災保険金額の30～50%の範囲内で、かつ建物は5000万円、家財は1000万円を契約

できる上限額としています。

また保険金の支払いは図4のとおり、受けた損害を4区分(全損・大半損・小半損・一部損)に認定、それに対応した保険金支払いとなります。

支払いは迅速ですが、保険金は住宅再建や修理費と同等額にはなりません。それでも公的支援が限られるなか、受け取れる保険金は生活再建を大いに支えるはずで

す。地震保険のほかに、地震補償を最大50%上乗せできる火災保険の特約や、単独で契約できる少額短期保険による地震補償保険も提供されています。ただし非営利の地震保険に比べ、保険料は割高です。

## 「火災共済」の保障内容

共済事業を行う生活協同組合が提供する「火災共済」という選択肢もあります。火災保険と同様、住宅や家財を対象に、火災や自然災害などの損害に対して保障を受けられます。掛け金はおおむね割安ですが、自然災害に対して支払われる共済金は加入口数と損害状況で決まるしくみで、上限額も設けられています。そのため、風水害や地震の損害で受け取れる金額が住宅再建や修理費に満たないケースも出てきます。

例えば、再調達価額2000万円の住宅が風水害で全壊したときに受け取れる共済金は、多いもので1600万円程度、少ないもので200万円程度が上限となります。床上浸水の損害時の共済金は、多いもので800万円程度、少ないもので80万円程度が上限です。そのため自然災害による損害では、共済金のみでの原状回復が困難な場合も考えられます。

風水害や地震の補償(保障)は、被災後の家計状況を予測し、さらに実際に受け取れる金額を確認したうえで、わが家に適切な内容での加入を検討しましょう。